

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

5
2008

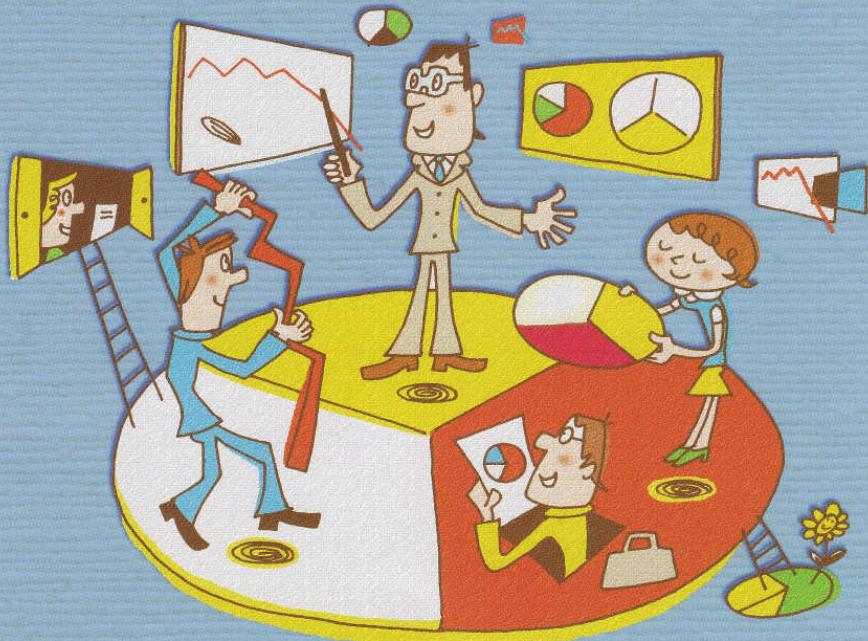
好評連載

保険商品バッヂアドバイス
「終身保険の種類と有効的な利用方法」

マンガ&図解で覚える・相続キホン知識
「相続人と相続分」

特集

ファンド価格変動時の 最強アドバイス術



特集関連企画

外貨預金の利用をいまどう考えるか?
遞増定期保険の取扱いは今後どうなるのか

特別企画

●第2回のテーマ● 各所得の内容①

給与所得・不動産所得
・不動産の譲渡所得



◆タックス博士

タックス
博士の

1からはじめる 税金教室

落合会計事務所

落合孝裕



博士 ここにちは、前回は所得税の全体の流れについて勉強しました。今回から所得税の各論に入ります。まず、各種所得の詳しい内容を勉強しましょう。

大輔・香織 博士、よろしくお願ひします。

博士 前回は、所得税のおよその計算の流れを勉強しましたが、二人ともどうでしたか？

大輔 はい、所得の種類がこんなにたくさんあることを初めて知りました。サラリーマンは、会社が税金計算をやってくれるので本当に助かります。

香織 年末調整と確定申告の関係がよく分かりました。総合課税は、所得が多くなると納税が増えますね。

博士 そうですね。さて、今回は各種所得のうち、①給与所得、②不動産所得、③不動産の譲渡所得について、勉強しましょう。

香織 今日の勉強を、お客様へのアドバイスに是非生かしたいと思っています。

大輔 僕は、友人が将来「サラリーマン大さん」を目指しています。

博士 ここにちは、前回は所得税の全体の流れについて勉強しました。今回から所得税の各論に入ります。まず、各種所得の詳しい内容を勉強しましょう。

大輔・香織 博士、よろしくお願ひします。

博士 前回は、所得税のおよその計算の流れを勉強しましたが、二人ともどうでしたか？

大輔 はい、所得の種類がこんなにたくさんあることを初めて知りました。サラリーマンは、会社が税金計算をやってくれるので本当に助かります。

香織 年末調整と確定申告の関係がよく分かりました。総合課税は、所得が多くなると納税が増えますね。

博士 そうですね。さて、今回は各種所得のうち、①給与所得、②不動産所得、③不動産の譲渡所得について、勉強しましょう。

香織 今日の勉強を、お客様へのアドバイスに是非生かしたいと思っています。

大輔 僕は、友人が将来「サラリーマン大さん」を目指しています。

博士 まず、「給与所得」から始めましょう。皆さんのが会社からもらっている給料と賞与の合計額が、「給与収入」になります。

大輔 博士、サラリーマンは経費が何も認められませんよね。フリーで仕事をしている人は、何でも経費でしょう。我々サラリーマンも何とかなりませんか？

博士 大輔君、そうでもないんです。給与所得は必ず一定額の「給与所得控除」という機算の控除が認められているのです。図表1を見てください。この控除は経費を実際に使っていなくても取ることができます。フリーの人はお金を使わない限り経費にならないですから、かえって給与所得の方が思まれていますよ。

大輔 確かにすごいぶん控除が多くなっているんですね。年収300万円で108万円も取れるんだ。

博士 まず、「給与所得」から始めましょう。皆さんのが会社からもらっている給料と賞与の合計額が、「給与収入」になります。

大輔 博士、サラリーマンは経費が何も認められませんよね。フリーで仕事をしている人は、何でも経費でしょう。我々サラリーマンも何とかなりませんか？

博士 大輔君、そうでもないんです。給与所得は必ず一定額の「給与所得控除」という機算の控除が認められているのです。図表1を見てください。この控除は経費を実際に使っていなくても取ることができます。フリーの人はお金を使わない限り経費にならないですから、かえって給与所得の方が思まれていますよ。

大輔 確かにすごいぶん控除が多くなっているんですね。年収300万円で108万円も取れるんだ。

博士 給与所得については、2カ所以上の会社から給料をもらっている人は、自分で確定申告することになります。年末に会社からもう1枚「源泉徴収票」に記載された「支払金額」を合計して、そこから給与所得控除を差し引くことになります。給与所得の説明は、ざつとこんなところです。

大輔 博士、次は不動産所得につ

減価償却の方法には
定額法と定率法がある

香織 博士、パートの方の「103万円の壁」も給与所得控除に関係しているのですよね。

博士 はい、そうです。給料をもらっている人は、正社員、パート、アルバイトを問わず給与所得控除が最低でも65万円取れます。

香織 博士、パートの方の「103万円の壁」も給与所得控除に関係しているのですよね。

博士 はい、そうです。給料をもらっている人は、正社員、パート、アルバイトを問わず給与所得控除が最低でも65万円取れます。

いですね。

博士 はい、大輔君お待ちかねの不動産所得です。不動産所得は、アパート、マンション、倉庫、駐

車場などの不動産を貸し付けることにより生じる所得です。収入から経費を差引いた残りが、ひとまず所得金額になります。

大輔 経費には、借入金の利息や、火災保険料、固定資産税、さ

うに、減価償却費などがあります

ね。博士 大輔君、よく勉強しているですね。「減価償却費」の意味は分かりますか?

大輔 えーっと…。それは、今日の講義で勉強しようと思っていた苦笑)。香織 減価償却費は、建物や自動車など、購入したときに全額が絶

費にならないものを、数年とか、10年以上の期間で経費にするといふ考え方ですね。

博士 さすが香織さん、その通りです。減価償却費とは、「法定耐用年数」という税率で定められた償却期間において取得価額を少しづつ経費に計上していく経費のことです。定額法と定率法の二つの償却方法があります。所得税の場合は、法定償却方法

(適用すべき償却方法)は「定額法」になっています。これは、図表2を見た方が分かりやすいでしょう。香織 定率法の方が当たりやすくたくさん経費が取れますね。

博士 定率法を選択したい場合は、所轄の税務署に届出書を提出する必要があります。ちなみに、建物は定額法しか選択することができません。

大輔 なるほど、節税はそれほど減価償却費についてよく

分かりました。その他は、不動産の貸付けに関するものなら何でも経費になるんですか?

博士 基本的にはそうなります。固定資産税や火災保険料、共用部分の電気代や水道代など、不動産の貸付けに関するものが対象です。仮に、自宅分などを賃貸している場合は、あくまでも賃貸部分に対応する金額のみが経費になります。

博士 不動産所得が赤字の場合は、給与所得と通算ができるのですよね。

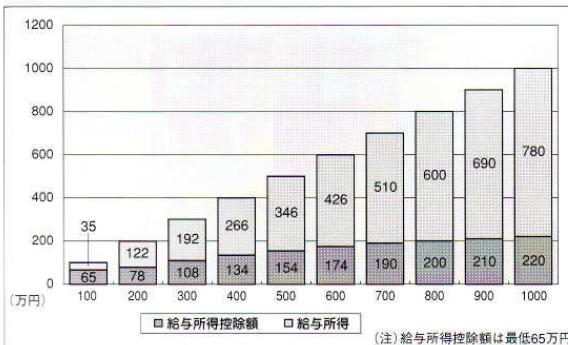
博士 そうです。ただし、借入金の利息のうち、土地の借入金の利息については、通算することはできません。

大輔 なるほど、節税はそれほどうまくできないなあ。

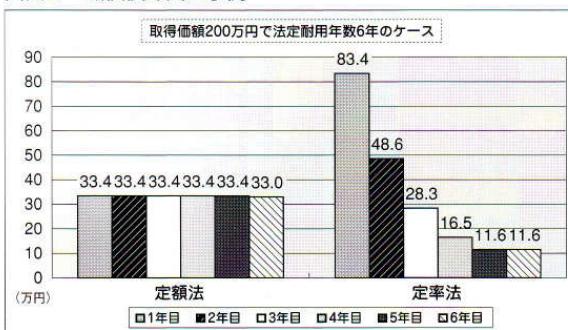
博士 頭金を多めに貯めた方がいいですよ。頭金部分は土地に優先的に当たるものとして計算できますから、節税は十分できますよ。

大輔 友人に、今田からつたの銀行で定期積金を始めるように勧め

図表1 紙与所得控除の金額



図表2 減価償却費の事例



博士 定率法を選択したい場合は、所轄の税務署に届出書を提出する必要があります。ちなみに、建物は定額法しか選択することができません。

大輔 なるほど、減価償却費についてよく

めようつと。

「65万円」の控除を取るには
三つの条件を満たす必要が

香織 博士、青色申告特別控除についても教えてください。

博士 はい。不動産の収入から、様々な経費を差し引いた後の金額から、ささいに差し引くことができるのが、「青色申告特別控除」です。これは「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出することができる。青色申告を行うには帳簿を付け、領收書、請求書などの書類を保存しておくことが条件となっています。

博士 青色申告特別控除額は、10万円と65万円の二つのパターンがあり、納税者がどちらかを選択します。

大輔 そりやあ、だれでも65万円引ける方がいいでしょ。

博士 65万円の控除を取るために三つの条件があります。一つ目は、賃貸の規模が「事業的規模」であること。規模が大きいことが必要です。「5棟10室」基準など同居の親族に支払う給料を経費

香織 博士、青色申告特別控除に付けてください。

博士 はい。不動産の収入から、様々な経費を差し引いた後の金額から、ささいに差し引くことができるのが、「青色申告特別控除」です。これは「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出することができる。青色申告を行うには帳簿を付け、領收書、請求書などの書類を保存しておくことが条件となっています。

博士 青色申告特別控除額は、10万円と65万円の二つのパターンがあり、納税者がどちらかを選択します。

う形式的な基準があり、貸家なら5棟以上、アパート、マンションなら10室以上貸し付けていることが必要です。

大輔 それなら、アパート1棟賃貸になるかなあ。

博士 「二つ目」、すべての取引を「複式簿記」により記帳することで、つまり「貸方」「借方」の仕訳を作成する」とです。これに基づき「総勘定元帳」が作成されます。さらに、三つ目には「貸借対照表」を作成することです。

大輔 うーん、こりゃ難しそうだ。サラリーマン大家になつても節税の道は険しかりし——ということがあ…。

香織 大輔さん、会計ソフトを使えば何とかなるんじゃないかな。

博士 まあ、規模が小さいうちは簡単な経費の集計で「損益計算書」を作つて10万円の控除が取れるのだから、規模が大きくなつてから心配したらどうかな。また、事業的規模になると、「青色事業専従者給与」といって、奥さんなど同居の親族に支払う給料を経費

ときの「譲渡所得」について勉強しましよう。

大輔 サラリーマン大家として、6年間は賃貸でやっていき、その後売却する場合の節税についてアドバイスをお願いします。

博士 まずは頭金を貯めることが先だと思うけど…。まあいでしょ。不動産の売却にかかる譲渡所得は、総合課税とは別に計算します。一部例外はありますが、累進税率ではなく、均一の税率となつています。

香織 所有期間が長期の方が多い有利だと聞いたことがあります。

博士 はい、賃貸の不動産を売却するときは、所有期間が「長期」となるようにしましょう。長期の場合には、住民税を含めた税率は20%、短期となると39%で約2倍の税金になつてしまします。

図表3 長期と短期の期間の考え方

区分	期間
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日で5年超
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日で5年以内

例えば、平成20年中の譲渡なら、平成14年12月31日以前に取得していることが必要

平成14年12月31日以前に取得して
いれば「長期」

5年超=「長期」

平成14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年

所有期間が「短期」になると税金は「長期」の約2倍になります

事前に税務署へ届出書を提出する必要があります。

博士 さて、不動産所得はこれまで同様にして、次は不動産を売つた

大輔 短期は税金が2倍かあ。

博士 長期と短期の区分は、5年が基準です。ただし、この年数の数え方は特殊ですので、注意してください。図表3のように譲渡した年の1月1日で5年以内から5年

1からはじめる税金教室

図表4 譲渡所得の計算の具体例

取得年月日 譲渡年月日(予定)	平成20年4月1日 平成26年3月31日
譲渡価額	35,000,000円
取得費 (内訳 土地部分 建物部分(減価償却後))	28,416,000円 18,000,000円 10,416,000円
譲渡費用 (内訳 仲介手数料 印紙代)	1,185,500円 1,165,500円 20,000円
譲渡所得 (千円未満切捨て)	5,398,000円
× 20%	
所得税・住民税	1,079,600円

大輔 なーるほど、そうなんですね。
博士 「購入日」と「譲渡日」は、契約の日または引渡しの日のいずれでもかまいません。通常は契約が先で引渡しが後ですから、なるべく期間を長く考えるよう、購入日は契約の日に、譲渡日は引渡しの日として計算することがよいでしょう。

博士 さて、「譲渡価額」——つまり売ったときの代金から差し引くのは「取得費」と「譲渡費用」です。取得費は、不動産を買ったときの購入価格から、その後の減価償却費を差し引きます。毎年の不動産所得で減価償却費はすでに経費としていますから、譲渡のときに、買ったときの金額をそのまま差し引いては、2度引っこみになるからです。また、譲渡費用として代表的なものは、不動産の仲介料や契約書の印紙代などがります。図表4の具体例を見てください。

香織 不動産の譲渡は、よほど上手にやらないと利益にならないんじゃないかな?...
博士 損をした場合は税金で優遇措置はないですか?

大輔 不動産を譲渡して発生した「譲渡損失」は、平成16年より他の総合課税の所得と「損益通算」ができなくなりました。同じ年に他の不動産の譲渡益がある場合に限り通算ができるます。

博士 不動産の譲渡損は、節税にならないのですね。

博士 そうです。でも、マイホームの譲渡損失のみは、一定の要件の下に、損益通算および3年間の繰越しができる特例があります。

この特例は、新たなマイホームの買換えが必要なものと、譲渡したときに住宅ローンの残高が残っていることが条件のものと2種類あります。

博士 マイホームの敷地について利益が出た場合はどうなるのですか?

博士 「マイホームの特別控除」があります。利益が出ても300万円までは税金がゼロという制

大輔 それは助かりますね。でも、そんなに利益が出ることもないんじゃないですか?

博士 今は少ないのでしょうね。ただし、親からの不動産を引き継いだ場合は、取得費も引き継ぎますので、何十年も前に親御さんが貰ったときの安い値段と比べると数千万円の利益が出ることもありますよ。また、この特別控除の特例は、仮に税金がゼロとなる場合でも確定申告が必要になりますから、お客様にはしっかりとアドバイスしてくださいね。さて、次回は株式の譲渡所得について勉強しましょう。

香織 博士、マイホームを売つて利益が出た場合はどうなるのですか?

博士 「マイホームの敷地について利益が出た場合はどうなるのですか?

給与収入も不動産収入も、それぞれ収入から「経費」を差し引いた額が「所得」となり、所得に対して課税されます

